

狩猟解禁。“狩猟事故・法令違反ゼロ”目指し、 県の鳥獣保護管理員が本格始動します。

茨城県内では、11月15日から2月15日まで(イノシシ、ニホンジカは3月31日まで)が狩猟期間となります。県では、シーズンの“狩猟事故及び法令違反ゼロ”を目指し、県が任命する鳥獣保護管理員と、次のとおり、
初^{はつりょうび}狩猟日の特別取締りを行いますので、是非、ご取材願います。

新調した帽子を被った鳥獣保護管理員が、ヒヤリハット事案を狩猟者に配布し、安全を呼びかけます。

◆ 初狩猟日の鳥獣保護管理員らによる一斉取締り・狩猟者への安全指導

野生鳥獣は、人間活動による生息数の減少や、逆に、増え過ぎによる農作物等への被害などが問題となっており、この解決のため平成14年に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が制定され、その中で、野生鳥獣の保護管理業務を担う役割として「鳥獣保護管理員」を定めています。

本県でも、鳥獣の保護や管理の知識を有する鳥獣保護管理員94名(地区担当88名、広域担当6名)を任用し(任期3年)、鳥獣保護区の管理や生息調査等の業務にあたっています。

狩猟者は、免許試験により、知識、技術を持つと認められた方々ですが、残念ながら、県内においても、狩猟に伴う事故が発生しています。

2022年度:0件
2021年度:1件 わなにかかったイノシシの止めさしを行う際に襲われ死亡(常陸大宮市)
2020年度:1件 巻狩り※を行った際、イノシシに襲われ重傷(高萩市) ※猟犬を使ったグループでの猟

そこで県では、シーズンの狩猟事故・法令違反ゼロを目指し、狩猟解禁日(初狩猟日)にあたる11月15日の日の出前から正午まで、鳥獣保護管理員と県の職員による取締り班(7班)を編成し、県内5地区(35箇所)を巡回する「特別取締り」を実施いたします。

取締りや指導は、初狩猟日に限らず、シーズンを通じて行い、また、県内外の方々に本県での狩猟を、安全に配慮した上で、楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。まずは初狩猟日の特別取締りを取材いただけますようお願いいたします。

○ 日の出前発砲等取締り

鳥獣保護管理員と県職員で編成する取締り班が、県内外の狩猟者に対し、狩猟の時間規制等の遵守に向けた取締りを実施します。

実施日：2023年11月15日(水)

実施場所：大洗町大貫町「大貫池」(池周辺に駐車スペースがございます)

実施時間：午前5時45分から午前6時30分 ※大洗地区日の出6:14分

取材対応：鳥獣保護管理員(大洗地区担当) 米川 雅司 ほか

※狩猟者には、新たに作成した「重大事故・違法行為・ヒヤリハット事例集」や茨城県警察本部が作成した「銃猟等をする際の注意」等を配布し、注意喚起を促します。



【特別取締りの内容】

①日の出前発砲、②狩猟者登録証・記章不携帯、③狩猟鳥獣以外の捕獲、④路上発砲等捕獲禁止区域での狩猟



新調した鳥獣保護管理員の識別帽

～ 新調した鳥獣保護管理員の識別帽について ～

今回、鳥獣保護管理員には、赤色で視認性を高め、中央に代表的な保護対象鳥獣であり、巣が作られた場所は安全であると言えられる「ツバメ」の刺繍を配した識別帽(キャップ型)を着用して巡回を行います。

〈お問い合わせ・取材のお申し込み〉

茨城県 県民生活環境部 環境政策課 県央環境保全室 担当:小峰、大津

電話番号:029-301-3047 e-mail:sesou03@pref.ibaraki.lg.jp

※当日の緊急連絡先につきましては別途担当の携帯電話の番号をお伝えいたします。
そのため、取材の際は事前にご連絡いただけますようお願いいたします。